

## 第44号様式別表4の記載について

1 この計算書は、事業所用家屋である家屋に事業所等の用に供する部分（以下「事業所部分」といいます。）に係る共同の用に供する部分（以下「共用部分」といいます。）がある場合に第44号様式別表1に添付してください。

したがって、一の事業所等が家屋全体を専用している場合又は家屋の一部を専用しているが共有部分がない場合は、添付する必要はありません。

2 ※印の欄は記載する必要はありません。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じです。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。）を記載します。

なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載します。

4 ①の欄は、共用部分以外の部分（以下「専用部分」といいます。）で⑤の欄の共用部分に関連を有する専用部分の延べ面積（1平方メートルの100分の1未満は切り捨てます。以下同様とします。）を記載します。

5 ②の欄は、①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書に係る事業所部分の延べ面積（以下「専用床面積」といいます。）を記載します。

なお、この専用床面積は、第44号様式別表1の「専用床面積㉑」の欄と一致するものとします。

6 ③の欄は、㉑の欄の数値を記載します。

7 ⑦の欄は、次のように記載します。ただし、㉑、㉒及び㉓の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載します。

(1) ㉑の欄は、共用部分の床面積（以下「共用床面積」といいます。）のうち、地方税法施行令（以下「政令」といいます。）第56条の43第2項に掲げる消防設備等に係る床面積を記載します。

(2) ㉒の欄は、共用床面積のうち政令第56条の43第3項第1号イ、第4号及び第5号イに掲げる避難階段等に係る床面積を記載します。

(3) ㉓の欄は、共用床面積のうち政令第56条の43第3項第1号ロ、第2号、第3号及び第5号ロに掲げる設備等に係る床面積に2分の1を乗じて得た面積を記載します。

(4) ㉔の欄は、共用床面積のうち、㉑、㉒及び㉓以外の非課税に係る共用床面積を記載します。

(5) ㉑～㉔に記載がある場合は、別表2に準じて、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付してください。